

第3回自動運航船検討会（議事概要）

日 時：令和7年1月27日（月）13：00～15：00

場 所：経済産業省別館 11 階 1111 会議室（WEB 併用）

出席委員：藤田座長、野川座長代理、南委員、菊間委員、清水委員、村井委員、三輪委員、田村委員、間島委員、巢籠委員、田中委員、中村委員、四方委員、平尾委員、尾形委員、松本委員、石橋委員、村田委員、小倉委員、矮松委員、久保委員

議事次第に沿って、(株) 日本海洋科学 桑原執行役員、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行った。主な意見は以下の通り。

議事概要：

＜議題2．自動運航船の安全基準・検査について＞

(1) 自動運航船のシステムと人の分担、避航操船のイメージ

- ・自動運航船のシステムの判断や操作がリアルタイムで船員に伝わる仕組みが必要。新たな人の介在が必要なら現行の乗組員に増員するべき。

(2) 自動運航船の安全についての考え方

- ・雇用関係等が多様なことを踏まえると、単純に運航会社が教育訓練をする仕組みとしても上手く機能しない可能性が想定されるため、雇用の多様性、誰が雇用者かということ踏まえた上で、それぞれの会社の責任の所在を明確にし、安全管理体制など適切に義務付けするべき。

→自動運航船で安全管理体制を求めるに際して、既存制度として存在している任意の「安全管理手引書」（任意 ISM）の考え方で不十分なところがあれば、それをどうするかについて検討する。

- ・アンモニア燃料船の乗組員に係る船員教育について通達を発出したように、自動運航船についても必要な訓練、安全管理の仕組みを構築するべき。

(3) 安全基準・検査 WG での検討状況（中間報告）

- ・資料 2-3 にある安全基準案の「2.6 情報記録」について、「2.2 状況認識」で自動運航システムに求めている継続監視、情報統合の機能の記録が含まれるようにするか検討するべき。また、同じ資料の P.11 にある「自動運航システム等に係る検査手続きの流れ」において、「国」から「造船所、機器メーカ、システム開発者」へ矢印が引かれているが、責任分界点の整理の観点から、この矢印を残すか消すかを検討するべき。

- ・情報記録の保存場所について、船上システムが取り出せなくなった場合に備えて、陸上にも記録が残るように求めるべきではないか。

→陸上に記録が残るようにするかはシステム開発者の競争領域に当たる可能性があり、また船舶から陸上への通信の途絶に備えて船上には記録が残る必要も考えられる。引き続き安全基準・検査 WG で検討する。

- ・ハード的な部分を多く含む内容で安全基準を見直すならば、その見直し内容に

沿って、船員の資格や雇入れ要件についても、条約制定までの間、安全基準が船員の業務、執務、資格、雇入れ等と整合せずに混乱が生じぬよう、併せて見直すべき。

→高度船舶安全管理システムの際と同様に、まずはハードの部分の検証を行っておく。ISM による既存の安全管理の考え方で不足する部分があれば検討していく。

以上